

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 窪 田 もとむ
同 武 市 憲 一
同 本 郷 俊 史

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 定期監査等 (事務監査) | 2 定期監査等 (工事監査) |
| 保健福祉局 保険医療部 | 水道局 給水部 |
| 衛生研究所 | 北区 土木部 |
| 経済観光局 農政部 | 東区 土木部 |
| 中央卸売市場 | |
| 環境局 環境事業部 | |
| 都市局 市街地整備部 | |
| 交通局 事業管理部 | |
| 高速電車部 | |
| 豊平区 土木部 | |
| 清田区 土木部 | |
| 南区 土木部 | |
| 西区 土木部 | |
| 農業委員会事務局 | |

定 期 監 査

(事務監査)

平成30年度定期監査（事務）報告書

監査の範囲

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）

監査の方法

前記事務を対象として、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

また、特に「公有財産の管理」を取り上げ、重点的な監査を行った。

監査の期間

平成30年4月6日から同年6月29日まで

監査の結果

おおむね良好と認められたが、次のとおり一部の部局において注意、改善及び検討を要する事項がみられた。

第1 重点項目に係る指摘事項

「公有財産の管理」を取り上げ、重点的な監査を行った結果、次のとおり改善を要する事項がみられた。

1 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの

【清田区土木部、南区土木部】

【清田区土木部】

- (1) 公有財産を所管する部長は、その財産について公有財産台帳を備えなければならないが、敷地内に設置している防災資機材庫として使用している物置について、同台帳に登録されていないものがみられた。

公有財産の登録事務は、財産管理上の基本となる重要なものであることから、今後は、関係規程を順守し、適正な事務の執行に努められたい。

【南区土木部】

- (2) 所管している公有財産の貸付あるいは使用許可に当たり、以下の事例がみられた。

ア 使用許可期間の更新を受けようとする者は、使用許可期間満了の日の60日前までに、使用許可申請書を市長に提出しなければならないとされてい

るが、これを期限までに提出させていないものがみられた。

イ 使用許可申請書に申請者の押印がないまま、これを受理しているものがみられた。

ウ 貸付申請あるいは使用許可申請の際に、所定の誓約書を提出させていなかった。

エ 貸付契約書の約款あるいは使用許可書の許可条件に、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」に規定された内容が反映されていなかった。

今後は、関係規程等を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

第2 指摘事項

1 収入事務

(1) 道路占用料に関する事務を適正に行うべきもの

【豊平区土木部】

工事中施設等に係る道路占用料の算定において、占用料の算定基礎となる占用面積や占用期間の算出誤りにより、占用料を過少に徴収しているものがみられた。

今後は、道路占用料に関する事務処理について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 道路占用許可に関する事務を適正に行うべきもの

【西区土木部】

工事中施設等に係る道路占用許可に関する事務に際し、以下のような不適正な事務処理がみられた。

ア 占用料の算定基礎となる占用面積の算出誤りにより、占用料を過大に徴収しているもの

イ 道路占用許可申請書の占用期間の始期が未記入のものを受理し、占用許可及び占用料の徴収の手続を行っているもの

今後は、道路占用許可に関する一連の事務処理について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

2 支出事務

(1) 役務と印刷物の製造が混在した契約を行ったもの

【交通局事業管理部】

印刷物の作成に当たり、役務契約（内容の企画・編集）の中に、印刷物の製造を含めて業務委託契約を締結していた。

このような役務と印刷物の製造が混在することは履行可能な事業者を著しく狭め、競争性を阻害することとなるため、履行可能な事業者を確保できるよう、「札幌市交通局印刷物発注ガイドライン」に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 契約事務における指名通知を適正に行うべきもの

【交通局事業管理部】

指名競争入札及び指名見積合せでは、指名通知書により被指名者に入札の日時等を通知しているが、この通知書を発送する事務において、以下のとおり不適正な事例が多数みられたことから、関係規程等を順守のうえ、適正な事務の執行に努められたい。

ア 指名通知書に交通事業管理者印を押印していないもの

イ 指名通知書の発送者欄に交通事業管理者の記載がないもの

ウ 指名通知書（案）に契印が押印されておらず、指名通知書を発送した証跡として不十分なもの

エ 指名通知書（案）に発送日の記入がなく、被指名者が見積りに必要な期間を確保しているのか不明なもの

(3) 見積参加予定者の見積権限の確認等を適正に行うべきもの

【環境局環境事業部】

所管車両の車検整備等の調達に係る指名見積合せは、見積参加者が一堂に会し、見積書を持参提出する方法により行っていたが、見積合せ開始前に行うこととされている見積参加予定者の見積権限の確認を行わず見積合せを執行しているものがみられた。

代理人が参加する場合は、委任状の提出を求めその権限を確認する必要があることから、今後は、関係規程に則り、見積参加予定者の見積権限の確認を行うとともに、書面徴取が必要な場合はこれを徹底し、適正な見積合せの執行に努められたい。

(4) 指名見積合せの執行を適正に行うべきもの

【交通局事業管理部】

「札幌市交通局契約規程」第9条第6項及び「札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領」第24条第5項の規定に基づき、指名見積合せの執行においては、当該指名見積合せに係る事務に関係のない職員を立ち合わせることでとされているが、当該立会いが行われていなかったことから、規程等を順守のうえ、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 物品購入等及び役務契約に関する事務を適正に行うべきもの

【西区土木部】

物品購入等及び役務契約に関する事務処理において、以下の事例のような関係規程の理解不足やチェック体制の不備等に起因すると考えられる誤りがみられた。

ア 見積書・納品書等の日付は、提出業者が記載すべきところ、本市担当者がこれを記載しているもの

イ 役務の委託において、取り交わした契約書の約款に、「札幌市物品・役務契約等事務様式基準」で定める基準様式に規定された談合行為に対する措置や暴力団の排除等に係る記載がないもの

今後は、関係規程に留意するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(6) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの

【環境局環境事業部】

役務契約に関する事務処理において、業務着手届や業務日程表、経歴書、各種資格・登録を証する書類など、仕様書等で受託者に提出を求めている必要書類を受理していないものがみられた。

今後は、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(7) 委託契約に当たり、指名競争入札等の参加者を選考する際に、履行能力を十分確認しなかったもの

【経済観光局中央卸売市場】

産業廃棄物の収集、運搬及び処分の委託に当たって、指名競争入札又は指名見積合せの参加者を選考する際に、被指名者が該当産業廃棄物の処分を実施するために必要な許可を得ていることを確認していなかったものがみられた。

このため、締結した契約の中には、一部の産業廃棄物の処分にかかる許可

を得ていない者が受託者となったことにより、受託者が指定した別の事業者と、入札等の所定の手続によらずに別途契約を締結し、処分を行わせていたものがあった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分は、一部を除き再委託が禁止されていることから、契約相手の選定に当たっては、履行能力を十分確認するとともに、業務のすべてを履行できる事業者が少数である場合、履行可能な事業者を確保できるよう仕様を見直すなど、適正な契約事務の執行に努められたい。

(8) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの

【保健福祉局衛生研究所、環境局環境事業部】

【保健福祉局衛生研究所】

ア 産業廃棄物処理を委託契約する際は、産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可証の写しを契約書に添付する必要があるが、添付せずに契約を締結している事例がみられた。

産業廃棄物の処理については、法令等により、その事務処理方法が厳格に規定されていることから、今後は関係法令等を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

【環境局環境事業部】

イ 産業廃棄物処理を委託する際の契約書には、法令等により、所定の事項を記載し、かつ、受託者が当該廃棄物の処理を行えることを証する書面を添付することが定められているが、取り交わした契約書に必要事項が記載されていないものや、許可証の写しが添付されていないものがみられた。

環境事業部は、産業廃棄物処理に関して、庁内各局区を含めた排出事業者に対し、関係法令等の順守を求め指導すべき立場にあることから、こうした事務処理に当たっては、より一層の正確性が求められるものである。

今後は、関係法令等を順守するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(9) 時間外勤務手当等の支給事務を適正に行うべきもの

【交通局事業管理部】

時間外勤務手当等の支給において、以下のとおり、誤りが散見されたことから、適正な事務の執行に努められたい。

ア 時間外勤務手当を支給すべきところ、誤って休日勤務手当を支給していたもの

イ 時間外勤務手当が支給されるべき時間の集計を誤ったもの

ウ 適用すべき1時間あたりの単価区分を誤ったもの

(10) 出張旅費の金額算定等を適正に行うべきもの

【交通局高速電車部】

出張旅費の算定等に当たり、以下のとおり、確認の不足によると思われる誤りなどがみられた。今後は、関係規程を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

ア 違算により、宿泊料を過少に支給していたもの

イ 条例の運用を誤り、鉄道賃を過大に支給していたもの

ウ 概算支給された宿泊料の一部について、支給不要であったにもかかわらず、適正な精算をしていなかったもの

エ 旅程やそれに伴う航空賃について、妥当性を十分に確認しないまま支給手続がなされているもの

3 財産管理事務

(1) 道路損傷被害に関する事務処理を適正に行うべきもの

【清田区土木部】

札幌市の管理する道路が、損傷行為による被害を受けた場合は、「道路損傷事故処理要領」により、原則として原因者から損傷行為に係る確認書を徴取することとされているが、これを徴取していない事例が多数みられた。

この確認書は、原因者が市の施行命令に従い、自己負担により復旧工事を施行することについて書面による誓約を求め、その意思を確認するもので、その後の証拠となる重要な文書であることから、今後は、関係規程を順守し、適正な事務の執行に努められたい。

4 その他の事務

(1) 時間外勤務における休憩時間を適正に付与すべきもの

【保健福祉局保険医療部、交通局高速電車部】

労働基準法では、勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないところ、所要の休憩時間が付与されていないものがみられた。

今後は、関係法令等を順守し、適正な事務の執行に努められたい。

第3 意見

1 広告枠の目的外使用許可における広告取扱手数料について

【交通局事業管理部】

貴局では、保有している行政財産に広告代理店を通じて広告を掲出させ、広告料金収入を得ている。広告料金の徴収方法は、貴局で広告枠を設置し、広告主から広告料金を徴収する方法（以下「オープン枠」という。）のほかに、代理店が行政財産の目的外使用許可を得たうえで広告枠を作製設置し、代理店から目的外使用料を徴収する方法（以下「特枠」という。）がある。

オープン枠は貴局が受け取る広告料金収入に応じた広告取扱手数料を代理店に支払っているが、特枠については、目的外使用許可を与え、目的外使用料を徴収したうえで、目的外使用料を広告料金とみなして広告取扱手数料を代理店に支払っている。

特枠は広告料金を代理店の収入にさせているため、地方自治法第238条の4第7項の行政財産の目的外使用許可の性質、地方公営企業法第3条の地方公営企業の経済性の発揮の観点に鑑み、今後もオープン枠と同様に広告取扱手数料を支払うべきか、検討するよう要望する。

第4 基本的順守事項

今回の監査において、指摘事項とはしていないものの、今後の事務執行に際して、留意すべき事項は次のとおりである。

1 市内旅費の支給に関する事務について

【交通局高速電車部】

市内旅費の支給事務について、旅費請求書中の請求額を鉛筆で記入している事例がみられた。

2 公有財産の貸付等に関する事務について

【都市局市街地整備部、交通局高速電車部】

所管している公有財産の貸付あるいは使用許可に当たり、以下の事例がみられた。

【都市局市街地整備部】

- (1) 使用許可書の許可条件に、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」に規定された内容が反映されていないもの

【都市局市街地整備部、交通局高速電車部】

- (2) 期間が1月を超え1年以下である貸付及び使用許可については部長専決によることとされているが、これを課長決裁で処理しているもの

[下線部は、都市局市街地整備部のみ]

3 備品の出納管理に関する事務について

【経済観光局農政部、環境局環境事業部】

備品を廃棄する際は、不用物品処分伺書により所定の決裁を受けることとされているが、この不用決定手続を行っていないものがみられた。

4 借受物品の出納管理に関する事務について

【経済観光局農政部】

借受物品の出納管理に関する事務において、以下の事例がみられた。

- (1) 再リースした物品が、備品出納簿に記載されていないもの
- (2) 借受した物品が、備品使用簿に記載されていないもの
- (3) 借受期間が満了となった物品について、備品使用簿に返納年月日の記載及び物品分任出納員の押印がないもの

5 固定資産台帳の登録に関する事務について

【経済観光局農政部、都市局市街地整備部】

取得金額が100万円以上の備品について、固定資産台帳に登録することとされているが、該当する備品について登録を行っていないものがみられた。

6 重要な物品の現在高報告に関する事務について

【経済観光局農政部】

本市が所有する価格100万円以上の「重要な物品」については、毎年度、その現在高を市会計管理者に報告しなければならないが、この報告書の内容について以下の事例がみられた。

- (1) 該当する備品について、現在高を報告していないもの
- (2) 該当しない備品について、現在高の報告をしているもの

7 営業車チケットの使用に関する事務について

【交通局高速電車部】

営業車チケットの使用に関する事務について、以下の事例がみられた。

- (1) チケットの控えに料金を鉛筆で記入しているもの
- (2) 料金が千円未満の場合に、改ざんを防止する目的で、金額欄の千の位に書き入れるべき「0」を記入していないもの

8 SAPICAの使用に関する事務について

【保健福祉局保険医療部】

SAPICAを使用又はチャージする際に、使用簿の所定の箇所に押印がないものがみられた。

9 被服貸与簿の記載に関する事務について

【経済観光局農政部、環境局環境事業部、豊平区土木部、南区土木部】

貸与期限を過ぎた後の貸与品の処理状況（返納、払下げ等）の記載がないものがみられた。